

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年二月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年二月二十八日

埼玉県東松山県土整備事務所長 多 田 邦 彦

<p>路 線 名</p>	<p>東松山鴻巣線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>比企郡吉見町大字久米田字一ノ耕地一二〇番一地先から同郡同町大字久米田字二ノ耕地二三二番二地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和五年三月一日午後一時</p>
<p>備 考</p>	<p>平成三十年三月九日付け埼玉県東松山県土整備事務所長告示第四号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。延長四八四・七〇メートル</p>